

## 栃木県スキー連盟慶弔規程

(趣旨)

第1条 本連盟の慶弔金の贈与は、本規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 本連盟の慶弔金の贈与の対象範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本連盟の役員 (現職)
- (2) 本連盟の役員 (現職) の父母 (連絡のあった場合に限る)

(種類)

第3条 慶弔金品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 供花代(生花1基) . . . . . 実費
  - (2) 香典 . . . . . 20,000 円
  - (3) 傷病見舞金(入院が30日以上に及んだ場合) 10,000 円
  - (4) 本連盟のために著しい功労のあった者が死亡の場合は、常任理事会の議決により、供花をもって弔意を表すことができる。ただし、原則として、本連盟に連絡があった場合とする。
  - (5) 第2条第1項2号にかかる場合は供花(生花)1基とする。
- 2 所属団体設立の記念式典の祝金(20年以上で10年単位)  
. . . 10,000 円

(特例)

第4条 本規定に定めない緊急を要する事項については、常任理事会の決議により別途加盟団体に通知するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則)

- 1 この規定は、平成6年7月9日から施行する。
- 2 平成29年11月5日から施行する。
- 3 令和3年7月10日一部改正